

## 職場でのトラブルの予防のために

公益委員 末永睦男

鹿児島県労働委員会では、主として労働組合等が当事者となる集団紛争について不当労働行為の審査申立事件や労働争議の調整事件を取り扱っていますが、個々の労働者が当事者となる個別紛争については個別あっせんと労働相談（定期相談会は原則として毎月第4火曜日午後2時30分～午後5時00分（受付は午後4時30分迄）、於鹿児島県庁15階労働委員会、電話相談可）を扱っています。個別紛争におけるあっせんと労働相談について、これらを担当してきた労働委員会の委員として私が常々感じることは、相談者や申立人はほとんど労働者ですが、その人たちのみならず、その相手方になる使用者（雇用主、事業主、経営者等）も労働契約を規制する法律についての基礎的知識（最低賃金、労働時間の規制、残業代、休日、有給休暇、解雇の要件・手続、採用の時にこれらを明記した労働条件通知書の交付を受けるべきこと、その他労働条件については使用者が「就業規則」に記載して周知又は交付すべきことなど）やトラブルになったときの相談窓口（当労働委員会、労働局、弁護士会、労働基準監督署など）を知らないということが多く、それゆえ無用な紛争に至っているのではないかということです。とりわけ使用者の側にそのような知識があれば、紛争に至っていなかったのではないかと思われたことが幾度もありました。

近年、最低賃金に満たない低賃金、サービス残業、長時間労働、法令を無視した夜間や休日の労働の強要、パワハラなど、いわゆる「ブラック企業」の問題がクローズアップされていますが、これらは使用者がきちんと労働法（労働基準法、最低賃金法、労働契約法等）を勉強して守っていれば起こらない問題のはずです。こういったことから、私は今アルバイトをしている学生やこれから就職する人たち、今働いている人たちも使用者も、改めて働き方に関する法律に関し基礎知識を身につけてもらいたいと考えています。

そこで、参考になるのが、厚生労働省が分かりやすくポイントをまとめて作成している

「これってあり？まんが知って役立つ労働法 Q&A」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>) や

「知って役立つ労働法」

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/)) が厚生労働省のHPに掲載されていますので、関係者におかれては是非ともこれにアクセスして閲覧していただいて、職場でのトラブルを予防していただきたいと思います。

また、こういった基礎知識については、これから就職しようとする高校生や大学生こそ知っておいていただく必要がありますが、鹿児島県労働委員会では、学生向けには公益委員（弁護士、学者など）を中心に高校や大学に出向いて出前講座を実施しています。希望があれば、委員を派遣して「働き方の法律」などの基礎知識や相談機関などについて分かりやすく解説したいと思っておりますので、学校関係者におかれては気軽に鹿児島県労働委員会事務局まで問い合わせてください。